様式第１－１号（収集運搬業用）

**誓　約　書**

広　島　市　長　　様

　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第９条の３第１号・第１０条の１２の２第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①　廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第１４条の３（法第１４条の６において準用する場合を含む。））

②　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第１５条の２の７）

③　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２及び第１５条の３）

④　再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第１５条の４の２第３項において準用する場合を含む。））

⑤　広域認定の取消し（法第９条の９第１０項（法第１５条の４の３第３項において準用する場合を含む。））

⑥　無害化認定の取消し（法第９条の１０第７項（法第１５条の４の４第３項において準用する場合を含む。））

⑦　二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第１２条の７第１０項）

⑧　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第１９条の３）

⑨　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第１９条の４第１項，第１９条の４の２第１項（法第１９条の１０第１項において準用する場合を含む。），第１９条の５（法第１９条の１０第２項において準用する場合を含む。）及び第１９条の６第１項）

様式第１－２号（処分業用）

**誓　約　書**

広　島　市　長　　様

　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１０条の４の２第１号・第１０条の１６の２第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

①　廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第１４条の３（法第１４条の６において準用する場合を含む。））

②　廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第１５条の２の７）

③　廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２及び第１５条の３）

④　再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第１５条の４の２第３項において準用する場合を含む。））

⑤　広域認定の取消し（法第９条の９第１０項（法第１５条の４の３第３項において準用する場合を含む。））

⑥　無害化認定の取消し（法第９条の１０第７項（法第１５条の４の４第３項において準用する場合を含む。））

⑦　二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第１２条の７第１０項）

⑧　廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第１９条の３）

⑨　廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第１９条の４第１項，第１９条の４の２第１項（法第１９条の１０第１項において準用する場合を含む。），第１９条の５（法第１９条の１０第２項において準用する場合を含む。）及び第１９条の６第１項）